

本朝書籍目録考證

文學博士 和田英松 著

一 神 事

天書 十卷 大納言藤原濱成撰

この書は長寛勘文に載せたる助教清原頼業の勘文にも、「天書神記」と見えて神書としたり。然るに
卜部兼友の

古語拾遺の奥書には、天書者帝紀一部十卷、日本紀具書也、此書尤可秘藏之書也、

といへり。その卷数は同じけれど、これを帝紀としたれば、この目録、及び長寛勘文と合はず。蓋し「日本紀具書也」とあるによれば、この書は、神代より神武天皇以後に及びたるを以て、或は神記といひ、或は帝紀とも記したるものならんか。

著者を大納言藤原濱成としたれど、藤原濱成は、

續日本紀に、延暦九年二月乙酉、太宰員外帥從三位藤原朝臣濱成薨、贈太政大臣正一位不比等之孫、兵部卿從三位麻呂之子也、略涉群書、頗習術數、以宰相之胤、歷職内外所在無績、吏民患之、實龜中至參議三位、歷彈正尹兵部卿、天應元年、坐事左遷、至是薨任所、時年六十七、

とありて、「略涉群書」と見えたと、極官參議にして、大納言たりし事見えす。且つ藤原濱成をこの書の著者としたる事は、この外に記したるものなければ疑ふべきに似たり。この書は、奈良朝末期のものにもあらず、濱成の著にもあらずとせば、いつの頃になりたるものとすべきか。此の如くこの書は、長寛勘文に載せたる助教清原頼業の勘文に引き、また釋日本紀にも引載したるによれば、平安朝になりたるものにして、院政時代を下らざるものなる事は明なり。長寛勘文に載せたるは、熊野櫛樟日命の事に關したるものにして、釋日本紀に引きたるものは二十八條あり。即ち神代の卷八條、欽明天皇七條、雄略天皇三條、垂仁、履中、允恭の三代各二條、景行、反正、安康、敏達の三朝各一條なり。その卷數を記したるは、神代天孫降臨の後を卷一とし、垂仁、景行の二代を卷六に收め、履中、反正、允恭、雄略の四代を卷八とし、敏達を卷十としたり。その最終は明ならねど、十卷にして、敏達天皇を卷十に收められたれば、推古天皇以下に及ぶ事はあらざるべし。なほその一二を抄出すれば、左の如し。

天書曰、經津主者天之鎮神也、其先出自諾尊、初諾尊斬温突血成赤霧、天下陰闇、直達天漢、化爲三百

六十五度、七百八十三磐石、是謂星度之精也、氣化爲神、號曰磐裂、是謂歲星之精○下二行日本紀述載二神代上

天書第八曰、四年冬十月立壇請神、並設盟釜、天子命力者、使天下所共知虛者一人投入釜中、舉其

屍梟、殉于四民人投實一人、以釜示之、百姓大恐其驗、未向盟釜、皆悉定矣、○釋日本紀述載八允恭天皇

この書は、此の如く、長寛勘文、釋日本紀等に引きたるもの、みにして、世に傳はらざりしが、今神道叢書中に收めたる天書十卷あり。文和二年卜部兼友が、右大臣藤原道嗣の本を以て書寫したる由の奥書、及び永享九年飛鳥井雅世が、平野兼滿の本を借りて寫したる由の奥書を掲げ、樋口宗武が、この書を相州大津家に得て、書寫したる由の奥書をのせたり。其の目次は左の如し。

- 卷一 神代
- 卷二 神代自仁德至履中
- 卷三 自綏靖至崇神
- 卷四 自垂仁至成務
- 卷五 自仲哀至應神
- 卷六 自仁德至履中
- 卷七 自安康至仁賢
- 卷八 自武烈至欽明
- 卷九 自敏達至崇峻
- 卷十 自推古至皇極

これを釋日本紀に引くところの卷數と對照するに、一致せざるのみならず。殊に秘訓三の欽明天皇三十二年の條に引きたる天書曰、「新羅遣弔使未叱子失消云々」の文、及び長寛勘文に引きたる天書神記の文見えざれば、後のものなる事明なり。その中に神功皇后五十年、諸國に驛路を作り、舒明天皇三年、攝州有馬温湯涌出の紀事ありて、日本紀の文を誤解して、記したるが如きものあれば、蓋し後世に至り、何人かこれを偽作したるものなるべし。されば、多田義俊の遊和草、篠崎維章の和學辨、伊勢貞丈の安齋隨筆、及び群書一覽等の如きは、いづれもこれを以て偽書としたり。

古語拾遺 一卷 忌部廣成撰

上古以來の事は、國史家牒に載せられたれども、尙遺漏あるを以て、齋部廣成が、齋部氏の舊説を録して、平城天皇の上聞に達せしものなり。即ち

卷首に、蓋聞、上古之世未有文字、貴賤老少口口相傳、前言往行存而不忘、書契以來不好談古、浮華競興、還嗆舊老、遂使人歷世而彌新、事逐代而變改、顧問故實、靡識根源、國史家牒雖載其由、一二委曲、猶有所遺、愚臣不言、恐絕無傳、幸蒙召問、欲摠畜憤、故録舊説、敢以上聞云、と記し、

卷末に、前件神代之事、説似盤古、疑氷之意取信寔難、然我國家神物靈蹤今皆見存、觸事有効、不可謂虛、但中古尙朴、禮樂未明、制事垂法遺漏多矣、方今聖運初啓、照堯暉於八洲、寶曆惟新、蕩舜波於四海、易鄙俗於往代、改批政於當年、隨時垂制、流萬葉之英風、興廢繼絶、補千載之闕典、若當此造式之年、不制彼望秩之禮、竊恐後之見今、猶今之見古矣、愚臣廣成朽邁之齡既逾八十、犬馬之戀、且暮彌切、忽然遷化、含恨地下、街巷之談、猶有可取、庸夫之思、不易徒辨、幸遇求訪之休運、深歎口實之不墜、庶斯文之高達、被天鑒之曲照焉、

大同二年二月十三日

と見えたり。齋部氏は、古より中臣氏と相並びて、代々神祇に奉仕したりしが、孝徳天皇以來、後裔その職を繼ぐこと能はず、中臣氏權を專にしたるによりて、陵遲衰微したる狀を叙したり。且つ伊勢神宮、及び熱田神宮に關するもの各一條、齋部氏對中臣氏關係のもの五條、諸氏對中臣氏關係のもの四條、合せて十一ヶ條の遺れたるところを挙げたり。日本後紀によるに、是より先、忌部中臣の兩氏、各訴ふるところありしが、大同元年七月に至りて、勅裁を下されたり。卷首に「幸蒙召問、欲摠畜憤、故録舊説、敢以上聞云爾、」とあるは、蓋し兩氏訴訟の際、廣成を召されて、御下問ありしかば、翌二年二月十二日に至りて、この書を上りしものなり。また、「若當此造式之年、不制彼望秩之禮、竊恐後之見今、猶今之見古、」とある造式は、律令格式の式にして、當時選式の舉あるにより、舊例の遺れたるもの十一ヶ條を指摘して、これを式の中に參取せられ、以て永例とせられん事を懇願せしなり。この後、嵯峨天皇の御代、弘仁式を選ばれしが、今傳はらざれば、其の結果詳ならず。

著者齋部廣成は、その父祖詳ならず。書名の下に、從五位下と記し、「愚臣廣成、朽邁之齡既逾八十、」とあれば、その高年なりしを知るべし。

書名は、天祝詞、古事記、日本紀に遺漏したる古語を記したるものなるよし、古史微開題に見えたり。或は古語はフルコトにて、古事舊事と同じく、國史家牒等に遺れたる古事舊事を拾摭せし意ならん。古語を所々に註記したれど、古語にては、その内容と合はざるが如きこゝちせり。或は卷始に、「故録舊説、

敢以上聞、」と記し、巻尾に、「庶斯文之高達、被天鑒之曲照焉」とありて、上奏の形式なれば、素より書名

古語拾遺(巻) 後藤齋部齋藤成模
益聞上古之世亦有文字貴賤老少

口相傳前言行存而不忘書契

以味不好談古浮花競興遷變

遂使人歷世而弥新事遂代而愛改

願聞故實藤原根源國史家牒雖載

其由略一二本曲猶有存遺愚臣不

忍絕無傳幸蒙名聞於極首慎改缺

舊說敢以上聞云々

一聞夫開闢之初伴辨諸伴共
共為夫婦生大八洲國及山川草木
決止日神月神靈後生素戔嗚尊等

し、以てこれを辨せり。されど、宣長もまた、この書の中、誤謬の點尠からざりしを認め、且「この書は、忌部を上げ過ぎて、實に差へり」と見ゆる事は、誠に多し、といへり。

を附したるものにはあらざるべく、古語拾遺は、後に名つ
けたる書名なるべし。

卷數は、仙洞書籍目録にも一卷とあれど、拾芥抄に、上
下とし、神武天皇即位の條に、「其祝詞文在於別卷、」とあ
れば、別に祝詞等の文を集めて、一卷としたるものありし
が如し。

(侯 前 田 利 爲 氏 所 藏)

この書に就いては、安永二年の頃、日下部勝臯が疑齋一
卷を著して、この書の記事中、謬れるところ、疑ふべきも
の十五ヶ條を掲げて、之を論評せり。但しこの書を以て、
偽書と推斷したるにあらず。「廣成奏此書、不過乎愁訴齋
部之衰廢也、」といへるのみ。これに對して、本居宣長は
疑齋辨を著し、各條に就いて、その誤りたるところを指示

この書は、元亨元年花園上皇の閲覽し給ひし事、同宸記に見え、本朝月令、政事要略、明文抄、長寛勘
文、年中行事秘抄、釋日本紀等に引載したるもの多く、保安五年の奥書には、主神頭師遠の本を以て校正
したるよし見え、嘉祿元年の奥書には、左京權大夫長倫の本を以て書寫したる事を記し、この外、嘉元四
年、延文元年、至徳三年の、卜部兼直、同兼夏、同兼豊、同兼熙等の奥書あり。大正三年には、明治聖徳記念
學會に於いて、これを英文に翻譯して出版したり。

この書の古寫本は、子爵吉田良兼氏所藏の嘉祿本あり。侯爵前田利爲氏所藏鎌倉末期前後のもの三本
あり。前田本は、昭和十一年、國寶に指定せられ、この中、元弘四年の寫本一卷は、育徳財團にて、複製
せられり。刊本には、元祿九年、同十六年の刻本、木村正辭博士、渡邊重石丸、柴田花守、三輪田元綱以下
の校刊本等多く、群書類從にも收め、吉田本は明治聖徳記念學會にて出版したり。

この書の註釋書は左の如し。

- 古語拾遺講義評註 藤原幸盛
- 標註古語拾遺 村上忠順
- 頭書標註古語拾遺 三栗中實
- 古語拾遺講義 久保季茲
- 古語拾遺講義稜威男健 栗田寛

大和本記 二卷 記神代古事、上宮太子御撰

今傳はらねど、釋日本紀、袖中抄、古事記裏書、吉田日次記等に據れば、神代の事どもを記したるもの如し。即ち釋日本紀の秘訓神代に、浮漂の義をば、古事記、上宮記と同じく、「クラゲナスタ、ヨヘリ」とよめる由見え、吉田日次記應永九年七月廿二日の條には、天照大神天壤無窮の神勅の中、この書に、子々孫々千々萬々の文あるよしを記せり。なほこの書の文は、

釋日本紀述義三神代上に、大倭本記、一書曰、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面子鈴一合也、註曰、一鏡者、天照大神之御靈名天懸神也、一鏡者、天照大神之御靈名國懸大神、今紀伊國名草宮崇敬解奈大神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神朝夕御食夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所坐祭大神也、

と見えたり。これによれば、この書は、日本紀の如く、本文の外に、一書を掲げ付したるものありしが如し。また

古事記裏書に、大倭本記云、夫黄泉平坂者、無常之處也、彼不別有處、唯臨死氣絶已之條是謂歟、とあるは、舊事紀の陰陽本記と同文にして、日本紀の一書の註と大同小異なり。この外、左大史小槻季繼記安貞二年大刀契紛失事の條に、「大倭本記同有御要、雖被問人々、不持云々」とあれば、その頃傳本の

の少かりしを知るべし。

この書を、上宮太子の御撰としたれど、他にはその微なく、且つ逸文のみにては、考ふべきよしもなければ、蓋し後人の假託して、作りしものならんか。但し釋日本紀に引きたる日本紀の私記にのせたるに據れば、平安朝中期以前になりしものなる事は明なり。世に大和本記と稱する寫本一巻あり。別に撰者の名をあげざれど、京都、山城以下諸國の事を記したるものにて、同名異書なり。この書の事は、なほ皇室御撰之研究にもせたり。

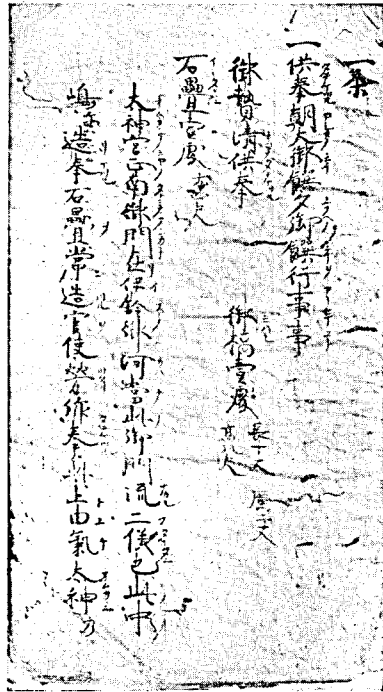
神別記 十卷 日本紀私記曰、天皇天孫事具在此書

今傳はらず。

日本紀私記序に、世有神別記十卷天神之事、其在此書、發明神事、最爲證據、然年紀尙遠、作者不詳、とあり。天皇天孫は誤にして、天孫天神を正しとすべし。新井白石の紳書に、「神別記に、功德ありし人々をまつりし事をしるせしなり、今は此書なきなり、」といへるは、何によりたるかは詳ならず。但し今神別記と稱せる寫本十巻あり。天地別記、陰陽別記、根國別記、黄泉別記以下、素盞男命、大國主神の系圖等を記したるものなり。後人の偽作なる事は言を俟たず。

伊勢太神宮儀式 二卷 皇太神宮一卷、豊受宮一卷、延暦廿三年註進

伊勢皇太神宮、及び豊受宮の鎮座由來、遷宮、殿舎、神郡、奉幣、年中行事等、神宮に關する祭祀儀式等を記したるものなり。延暦二十三年註進せしものにかゝる。いづれも群書類從に收めたり。



(藏所庫文宮神)帳式儀宮神太皇

皇太神宮儀式帳一卷は、始に、「伊勢太神宮禰宜、謹解申、儀式並年中祭行事」とありて、二十三ヶ條あり。

卷末に、以前供奉天照坐皇太神宮儀式、並年中三節祭、及年中雜神應顯註如件、仍註具狀謹解、

延暦廿三年八月廿八日

とありて、太神宮司禰宜大内人等の署名あり。

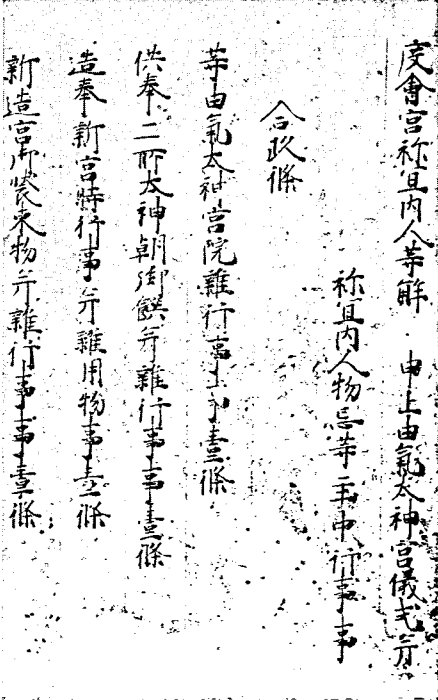
止由氣宮儀式帳一卷は、始に、「度會宮禰宜内人等解申、止由氣太神宮儀帳並禰宜内人物忌等、年中行事事」と記して、九條あり。

卷末に、以前度會乃等由氣太神宮儀式、並禰宜、内人、物忌等、年中種々行事、禰宜行事、錄顯進上如

件、仍註狀謹解、

と見えて、太神宮司禰宜、及び内人三人署名せり。止由氣宮儀式帳の卷末には、「神祇官檢」として、伯、大副、少副、大佑、少佑、大史、少史連署せり。蓋し兩宮より、神祇官に註進し、神祇官に於いて、これを檢

校せしものなり。



(藏所氏爲利田前爵侯)帳式儀宮氣由止

この書の事は、中右記永久二年九月六日の條、及び勘仲記弘安十年七月十三日の條に見え、小朝熊神鏡沙汰文以下に書に引きたり。今傳はりたる古寫本は、皇太神宮儀式帳には、神宮文庫の所藏、(菌田家舊藏)及び京都帝國大學の所藏(今出川本)あり。止由氣宮儀式帳には、神宮文庫の所藏二部、(寶生院

舊藏及び村松本)及び侯爵前田利爲氏の藏本あり。刊本は、群書類從に收めたるものあり。

この書の註釋書、及び參考書は左の如し。

伊勢兩太神宮儀式帳考註

二

藤井貞幹

伊勢太神宮儀式

一一

皇太宮神儀式解	三〇	中川 經雅
太神宮儀式頭註	一	未詳
皇太神宮儀式語釋	一	未詳
豊受太神宮儀式解	一	橋村 正兄
外宮儀式帳私考	三	石崎 文雅
儀式帳紀聞	一	龜田 末雄

伊勢太神宮機殿儀式 二卷 神麻績一卷、神服一卷

今傳はらねば明ならねど、太神宮の神衣を織る機殿に關する事どもを記したるものなるべし。神麻績、神服の兩機殿にて、各一卷あり。神麻績は荒妙にて、その機殿は、伊勢國多氣郡井手郷にあり。神服は和妙にて、その機殿は、同郡流田郷服村にあるよし、神宮雜例集に見えたり。

この書は、伊勢二所太神宮神名祕書に、延暦十七年三月、機殿儀式帳として引きたるもの三條あり。また神宮雜例集に載せたる嘉應二年八月廿七日の左辨官符に、「至于當機殿印、並延曆式正文」とある延曆式は、この書ならんか。但し今皇太神宮機殿儀式帳と題したるもの一卷あれど、後に偽作したるものなる事は言ふを俟たず。

二 帝 紀

舊事本紀 十卷 開闢以來、推古天皇以往、聖德太子、蘇我馬子大臣撰

り。序文に、神代より、推古天皇に至り、饒速日尊以來、物部、尾張兩氏の代々を記し、百三十六國造の事を記した

先代舊本紀者、聖德太子且所撰也、于時小治田豊浦宮豊御食炊屋姫天皇即位廿八年、歲次庚辰春二月甲午朔戊戌、攝政上宮厩戸豊聰耳聖德太子尊、命大臣蘇我馬子宿禰等、奉勅撰定、宜錄先代舊事、上古國記、神代本紀、神祇本紀、天孫本紀、天皇本紀、諸王本紀、臣連本紀、伴造國造、百八十部公民本紀者、謹據勅旨、因循古記、太子爲儒釋說次錄、而修撰未竟、太子薨去矣、撰錄之事、輟而不續、因斯所撰定神皇系圖一卷、先代國記、神皇本紀、臣連伴造國造本紀十卷、號曰先代舊事本紀、所謂先代舊事本紀者、蓋謂開闢以降當代以往者也、其諸皇王子、百八十部公民本紀者、更待後勅可撰錄、于時卅年歲次壬午春朕己丑是也、凡厥修撰題目顯錄如左、